

3. 千葉県の施策等の年表

	国や千葉県(赤字)の動き
昭和33年	<ul style="list-style-type: none"> ・「旧水質2法(水質保全法・工場排水規制法)」の制定 ～指定された水域における排水規制の導入～ (⇒水質汚濁防止法の制定に伴い廃止) ・「下水道法」の制定
昭和38年	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県公害防止条例」の制定 (⇒千葉県環境保全条例の制定(平成7年)に伴い廃止)
昭和40年	<ul style="list-style-type: none"> ・県衛生部に「公害課」設置
昭和42年	<ul style="list-style-type: none"> ・「公害対策基本法」の制定 (⇒環境基本法(平成5年)の制定に伴い廃止)
昭和43年	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県公害研究所」設置 ・県最初の「公害防止協定」(東京電力)締結
昭和45年	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁防止法」の制定 ～全国一律排水規制の導入～ ・「水質環境基準」の閣議決定 【第64回国会(いわゆる公害国会)で公害関係14法が成立】 ・県衛生部に「公害対策局」設置
昭和46年	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境庁」発足 ・「千葉県環境保全条例」の制定 (⇒千葉県環境基本条例の制定(平成7年)に伴い廃止) ・「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(上乗せ条例)の制定 ・「千葉県公害白書」発表 (⇒昭和49年から「千葉県環境白書」に改称) ・「千葉・市原地域に係る公害防止計画」策定
昭和47年	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県水質保全研究所」設置 ・「江戸川流域に係る公害防止計画」策定
昭和48年	<ul style="list-style-type: none"> ・「瀬戸内海環境保全臨時措置法」の制定
昭和49年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国立公害研究所」設置 ・「環境部」(環境調整課・大気保全課・水質保全課・自然保護課・廃棄物対策課の5課)新設(公害対策局を廃止) ・「千葉臨海地域公害防止計画」策定
昭和50年	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県し尿浄化槽取扱指導要綱」の制定
昭和53年	<ul style="list-style-type: none"> ・「瀬戸内海環境保全特別措置法」の制定 ～特定施設の許可制、汚濁負荷量による総量規制等の導入～ ・「水質汚濁防止法」の改正 ～閉鎖性海域における総合的な対策の導入、汚濁負荷量による総量規制等の導入～
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾等の「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」策定
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾に係る第1次「化学的酸素要求量総量削減計画」公告 ・東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」告示
昭和57年	<ul style="list-style-type: none"> ・湖沼における「窒素・りんに係る環境基準」設定 ・「千葉県家庭雑排水処理指導要綱」の制定 ・「印旛沼水質管理計画」、「手賀沼水質管理計画」策定 ・第1次「東京湾富栄養化対策指導指針」策定
昭和58年	<ul style="list-style-type: none"> ・「浄化槽法」の制定
昭和59年	<ul style="list-style-type: none"> ・「湖沼水質保全特別措置法」の制定 ～湖沼における総合的な対策、汚濁負荷量による総量規制等の導入～ ・「湖沼水質保全基本方針」告示 ・「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定
昭和60年	<ul style="list-style-type: none"> ・湖沼に係る「窒素・りんの規制基準」設定 ・「千葉県浄化槽取扱指導要綱」(全面改正)
昭和62年	<ul style="list-style-type: none"> ・印旛沼及び手賀沼の第1期「湖沼水質保全計画」策定 ・湖沼水質保全特別措置法に基づく「汚濁負荷量(COD)に係る規制基準」設定
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁防止法施行令の改正」により、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に追加 ・「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」の制定 (⇒平成20年廃止)
平成2年	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の制定
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> ・「土壌の汚染に係る環境基準」設定 ・「千葉県手賀沼親水広場」開設
平成5年	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」の制定(公害対策基本法の廃止)

	<ul style="list-style-type: none"> ・海域における「窒素・りんに係る環境基準」設定 ・湖沼水質保全特別措置法に基づく「汚濁負荷量(窒素・りん)に係る規制基準」設定
平成 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水源 2 法（「水道水源特別措置法」及び「水道原水保全事業法」）の制定 ・国の「環境基本計画」閣議決定
平成 7 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県環境基本条例」の制定（⇒「千葉県環境保全条例（昭和 46 年制定）」の廃止） ・「千葉県環境保全条例」の制定（⇒「千葉県公害防止条例（昭和 38 年制定）」の廃止）
平成 8 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちば新時代環境ビジョン」策定 ・「千葉県環境基本計画」策定
平成 9 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「地下水の汚染に係る環境基準」設定
平成 11 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定及び「ダイオキシンの環境基準」設定
平成 13 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境省」の発足 ・東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」策定 ・「環境研究センター」（環境研究所（昭和 43 年）、水質保全研究所（昭和 47 年）、廃棄物情報技術センター（平成 6 年）の統合）発足
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」策定 ・東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」に加え、「窒素含有量に係る総量規制基準」、「りん含有量に係る総量規制基準」を設定
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「水生生物保全に係る環境基準」設定 ・「手賀沼水循環回復行動計画」策定
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「印旛沼流域水循環緊急行動計画」策定
平成 20 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなで東京湾をきれいにする行動計画」策定 ・「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」の制定
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「印旛沼流域水循環健全化計画」及び「第 1 期行動計画(案)」策定
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県浄化槽取扱指導要綱」（全面改正）

（注：赤字は千葉県の施策）